

教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十七号

教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育委員会に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

第三条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。